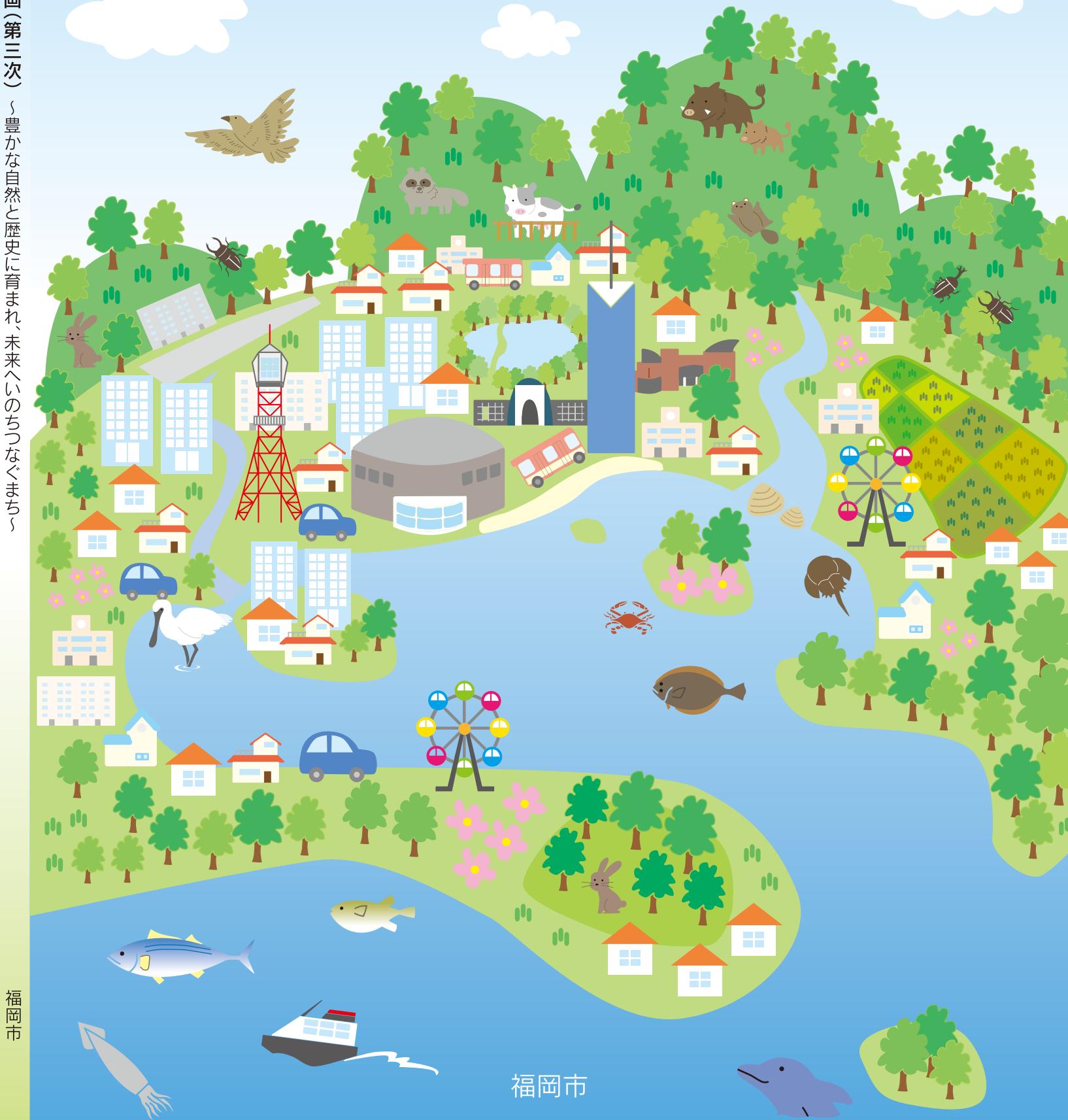


福岡市環境基本計画(第三次)

～豊かな自然と歴史に育まれ、未来へいのちつなぐまち～

福岡市環境基本計画(第三次)～豊かな自然と歴史に育まれ、未来へいのちつなぐまち～



福岡市環境基本計画（第三次）

平成 26 年 9 月 策定

福岡市 環境局 環境政策部
〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
T E L 092-733-5381
F A X 092-733-5592
環境局 HP <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/>

福岡市

福岡市

はじめに

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市は、糸島半島と海の中道のふたつの腕に抱かれた博多湾と、脊振・三郡山系や油山といった南に広がる緑の山々に囲まれた、自然豊かなまちです。また、古くからアジアとの交流の歴史を持ち、先人たちの叡智と努力によって九州の中枢都市としてたくましく成長してきました。近年は、豊かな自然とコンパクトに集約された都市機能が共存する魅力的で住みやすいまちとして、内外から高い評価をいただいております。

「福岡市環境基本計画」は、1992(平成4)年の「ローマ・クラブ福岡会議イン九州」において発表された「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言(ふくおか環境元年宣言)」を受けて制定された「福岡市環境基本条例」に基づき、1997(平成9)年に第一次計画を策定し、その後の時代の変化に対応するため、2006(平成18)年には第二次計画を策定したものです。

第二次計画の策定から8年が経過し、近年では、地球温暖化に起因すると考えられている気候変動がもたらす豪雨などの異常気象の増加をはじめ、越境大気汚染、さらには東日本大震災を契機としたエネルギー構造の変化など、身近なものからグローバルなものまでを含め、環境問題はますます複雑・多様化しております。

こうした環境問題そのものの多様化とともに、社会経済状況等の変化にも柔軟に対応していく必要があることから、このたび、「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へいのちつなぐまち」をめざして、「福岡市環境基本計画(第三次)」を策定いたしました。

この計画では、生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出すため、自然共生、循環、低炭素といった従来から取り組んでいる環境施策に加え、市民の関心が高い生活環境の視点を新たな柱に据えたうえで、人や地域づくり、しきみづくり、さらには市域外の地域やアジアに向けた広域的な展開といった横断的な施策を組み合わせることによって、市民の皆様と一緒に環境への取組みを進めてまいります。

この計画の策定にあたりましては、「福岡市環境審議会」の委員の皆様に、幅広い観点から熱心なご議論をいただきました。また、その過程において実施した「ふくおか環境市民カフェ」や「ふくおか環境未来カフェ」におきましては、市民・事業者の皆様との対話を通じて様々なご意見をいただきなど、多くの皆様に参画していただきました。

ここに、ご参画いただきましたすべての皆様に厚く御礼申し上げます。

ふくおかの豊かな自然環境や個性豊かな歴史と文化、快適な暮らしをすべての人と分かち合い、未来の世代に引き継いでいくため、皆様との対話を重ねてつくりあげたこの計画を十分踏まえながら、今後とも、自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市づくりにチャレンジしてまいります。

目 次

計画策定の趣旨	1
計画の枠組み	2
第1部 環境基本計画がめざすもの	3
第1節 めざすまちの姿	3
第2節 環境施策の分野別のまちの姿	4
第2部 環境施策の展開	14
第1章 分野別施策の展開	15
第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり	15
第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり	20
第3節 資源を活かす循環のまちづくり	25
第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり	29
第2章 分野横断型施策の展開	34
第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり	34
第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり	37
第3節 ふくおかから九州・アジアへ	40
第3部 計画の推進	42
第1節 推進体制	42
第2節 指標による進行管理	43
資料編	45

計画策定の趣旨

福岡市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものとして、「福岡市環境基本条例(平成8年福岡市条例第41号)」に基づいて策定するものです。

現行の第二次計画は、ごみ処理量の増加や温室効果ガスであるCO₂の増加、自動車交通に起因する大気汚染や騒音問題、博多湾の水質などの課題に対応するため、2006(平成18)年7月に策定されました。

第二次計画策定以降、「新・循環のまちふくおか基本計画(第四次一般廃棄物処理基本計画)」や「生物多様性ふくおか戦略」、さらには、超長期の本市のあるべき環境都市像をデザインした「福岡市新世代環境都市ビジョン」の策定により、環境施策の基本的枠組みを充実させるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、環境の保全・創造に向けた様々な取組みを行ってきました。

その結果、ごみ減量やリサイクルの推進、自動車部門でのCO₂削減などについては一定の成果がありました。一方で、家庭・業務部門をはじめとしたCO₂のさらなる削減や、博多湾の水質改善、生物多様性の保全など、各分野において、一定の進展はあるものの引き続き解決すべき課題も残されています。

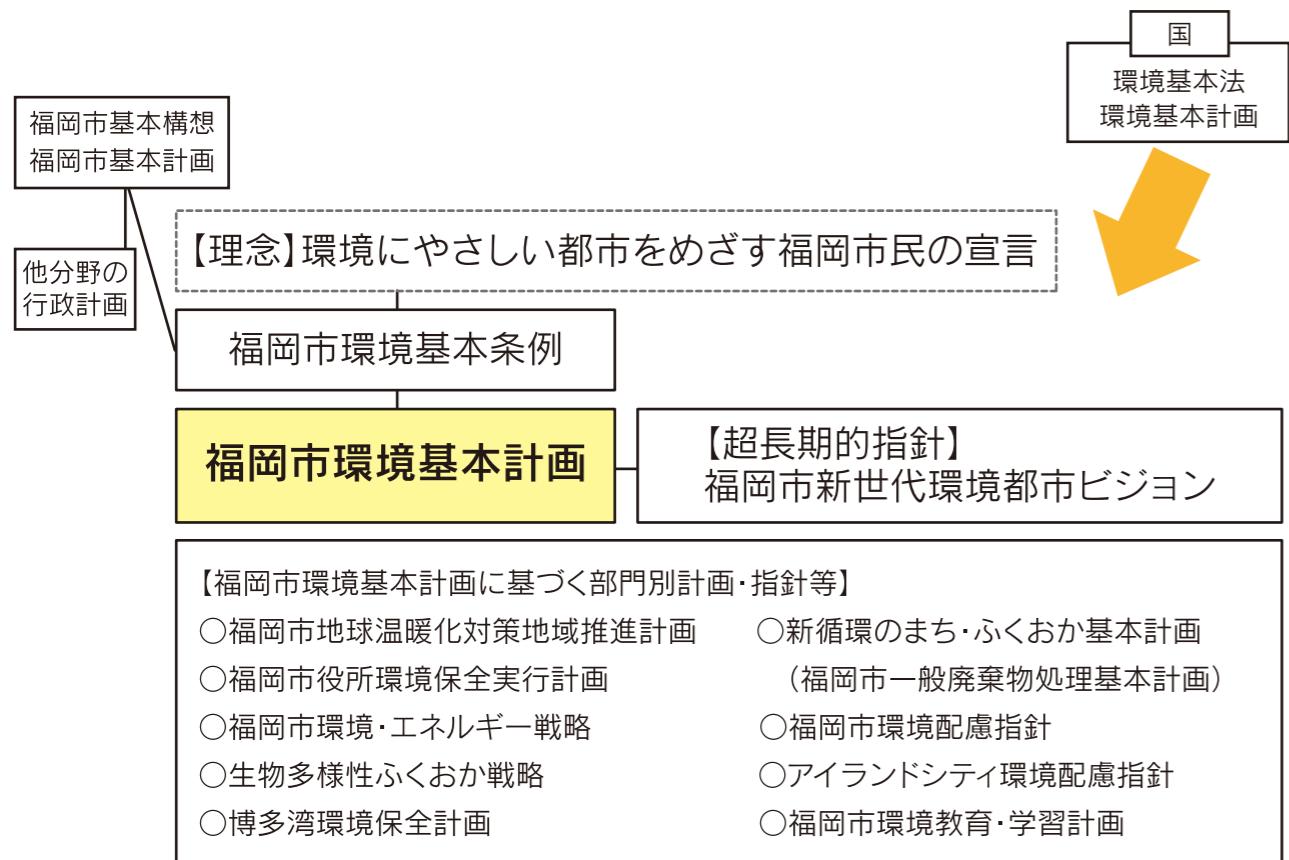
さらに、地球温暖化の進行と気候変動がもたらす豪雨の頻発など異常気象の増加や、生物多様性の喪失、再生可能エネルギーに関する意識の変化、黄砂や微小粒子状物質(PM2.5)などの越境大気汚染物質に対する不安の高まりなど、環境問題に対する市民の関心はますます高まっており、従来の環境政策のあり方に大きな変化が求められています。

以上を踏まえ、現在の環境の状況や社会経済状況等の変化に対応するため、環境基本計画(第三次)を策定するものです。

計画の枠組み

位置づけ

本計画は「福岡市環境基本条例」第7条に基づく環境基本計画であると同時に、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等の上位計画として位置づけられるものです。



計画の対象地域

本計画は福岡市全域を対象地域としますが、複雑・多様化し、地理的・空間的に広がりをもつ環境問題に適切に対応するため、福岡都市圏や九州・アジアなども視野に入れています。

計画期間

本計画は、21世紀全体を見据えたまちの姿を描きつつ、今後10年間(2024(平成36)年度まで)の取組みの方向性を定めています。

また、今後の社会状況の変化や施策の進捗状況等に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。